

学校支援ボランティア人材バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるために、学校運営における地域人材等の活用を積極的に推進することを目的に、教育委員会内に、八王子市小・中及び義務教育学校「学校支援ボランティア人材バンク事務局」（以下「人材バンク事務局」という。）を設置し、本事業の推進及び事業経費の支給等を行い、各学校の教育活動を支援する。

(人材バンク事務局の役割)

第2条 人材バンク事務局の役割については、以下のとおりとする。

- (1) 別表第一に定める事業の活動希望者への事前相談及び業務内容の案内。
- (2) 学校支援ボランティア活動希望兼人材バンク登録申込書（以下「申込書」という。）の受理や申込情報の登録及び管理。なお、申込書の様式等は別に定めるものとする。
- (3) 学校等からのボランティア人材紹介要請の対応。
- (4) 本事業の地域等への広報・啓発及び学校等への周知。
- (5) その他教育委員会が必要と認めたもの。

(申込情報の登録手続等)

第3条 前条第2号の申込情報の登録までの流れについては以下のとおりとする。

- (1) 活動希望者が、別表第一に定める事業の活動を行うにあたっては、人材バンク事務局に対し登録手続を行うものとする。
- (2) 前号の登録手続は、申込書を受理した時点で完了するものとする。
- (3) 登録情報は、申込書を受理した日から2年を経過した年度末まで有効とする。なお、期限経過後、再度登録を行うことは妨げない。
- (4) 登録手続完了後ボランティア活動を開始する者は、活動にあたって以下の事項を遵守する。
 - ① 本市学校教育の充実のために意欲的な支援活動を行うこと。
 - ② 派遣先校長の指示・指導に従うこと。
 - ③ 政治的・宗教的中立性に基いた活動の実施。
 - ④ 活動中に知りえた個人情報等についての守秘義務の徹底。

(登録手続に関する特例措置)

第4条 以下に該当する場合は、前条第1号における登録手続を免除することができる。

- (1) 別表第一に定める事業のうち、活動希望者が、特定の小・中学校及び義務教育学校のみでの継続した活動を希望し、学校判断において「学校管理の人材」として取扱いをした場合。
- (2) その他教育委員会が適当と認めた場合。

(3) 第1号の規定に該当した活動希望者の個人情報等については、校長の責任において管理し、教育委員会より提出等を求められた場合には、すみやかに対応しなければならない。

(4) 第1号及び第2号の規定に該当し活動を開始する場合には、本事業の趣旨及び前条第4号の規定について、同意したものとみなす。

(登録情報等の抹消措置)

第5条 登録情報は、第3条第3号の理由のほか、以下の場合において抹消とする。

(1) 本人より申し出があった場合。

(2) 第3条第2号で得た登録情報に過度の誤りがあり、登録者が教育委員会からの再三の修正の申し出等に応じない場合。

(3) ボランティア活動を行う中で、活動者が第3条第4号に違反する行為が認められた場合。

(4) 第1号から第3号の規定については、第4条の規定で活動している者についても同様の取扱いとして適用する。

(保険)

第6条 別表第一に定める事業の活動を行う者は、八王子市行政協力員総合災害補償保険の適用を受ける。

(費用)

第7条 別表第一に定める事業の活動に係る費用等については、各事業の支払基準等に照らし、事業担当所管にて処理する。

(庶務)

第8条 本事業及び人材バンク事務局における庶務は、学校教育部地域教育推進課にて行う。

(補足)

第9条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年) 3月 1日から施行する。

第2条関係【別表第一】人材バンクの登録で活動可能な対象事業一覧

事業名称	事業担当所管
学校活動支援・協働事業	地域教育推進課
学校運営協議会企画事業	
八王子市学校サポーター事業	教育指導課
八王子市特別支援ボランティア事業	
特別支援学級等における校外学習付添員	